	掲載・更新年月日:	2023年9月29日
	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表	
金融事業者の名称	株式会社 Do it プランニング	
■取組方針掲載ページのURL:	https://doitplanning.co.jp/managementpolicy202309.pdf	
■取組状況掲載ページのURL:	https://doitplanning.co.jp/torikumi202306.pdf	

	·	原則	実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6
原	し、展 善の	客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持 顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最 利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業 営が企業文化として定着するよう努めるべきであ	実施	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1) 方針7. 方針の浸透と実現に向けた取組(P 3)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況: P3. 4
	(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本 位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利 益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収 益の確保につなげていくことを目指すべきであ る。	実施	方針1. お客様本位の業務運営(P1) 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供 (P2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況:P1, P2、P3、P4
	 の可 があ であ	益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反 市性性について正確に把握し、利益相反の可能性 る場合には、当該利益相反を適切に管理すべき る。金融事業者は、そのための具体的な対応方 あらかじめ策定すべきである。	実施	方針3. 利益相反の適切な管理(P1、P2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況:P3
原則3	(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。・販売会社が、金融商品の顧客への販売・販売会社が、金融商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合・・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合・同一主体又はグループ内に法人営業部門を相に法人営業部門を有しており、当該運用部門が、資産を選ぶ場合	実施	方針3. 利益相反の適切な管理(P1、P2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況:P3
原則 4	手数ような	教料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する ・ に対するに対するに対するに対すると対す等がどのなサービスの対価に関するものかを含め、顧客がまできるよう情報提供すべきである。	実施	方針4. 手数料等の明確化(P2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況:P3
原則 5	ことる融商	要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性がある を踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金 5品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を が理解できるよう分かりやすく提供すべきであ	実施	方針5. 重要な情報の分かりやすい提供(P2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況: P3、P4
	(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。	実施	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1) 方針5. 重要な情報の分かりやすい提供(P 2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況: P3、P4
	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1)	方針2. お客様の最善の利益の追求(P 1)
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識 を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くこと のない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	方針5. 重要な情報の分かりやすい提供(P 2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する 取組み状況: P3、P4

原則 5	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複数又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように記念した資料を用いつつ、リスクとリケーンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	方針5. 重要な情報の分かりやすい提供(P 2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取組み状況:P3、P4
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意をすべきである。	実施	方針5. 重要な情報の分かりやすい提供(P 2) 方針7. 方針の浸透と実現に向けた取り組(P 3)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取組み状況:P3、P4
原則6	及び	客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識 取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい 商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきで	実施	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1) 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供 (P2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取 組み状況:P3、P4
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客の・フィブラン等を踏まえた目標資産館や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと・ 具体的な金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1) 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供 (P2)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取組み状況:P3、P4
	(注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスを パッケージとして販売・推奨等する場合には、当該 パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについ て留意すべきである。	非該当	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1)	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1)
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1)	方針2. お客様の最善の利益の追求(P1)
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスケの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	方針5. 重要な情報の分かりやすい提供(P2) 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供(P3)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取組み状況:P3、P4
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるととも に、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を 積極的に行うべきである。	実施	方針5. 重要な情報の分かりやすい提供(P 2) 方針7. 方針の浸透と実現に向けた取り組(P 3)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取 組み状況:P3、P4
	【従	業員に対する適切な動機づけの枠組み等 】			
原則7	の行 等を 業員	金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するため 動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理 促進するように設計された報酬・業績評価体系、従 研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切な ナンス体制を整備すべきである。	実施	方針7. 方針の浸透と実現に向けた取組(P 3)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取組み状況:P4
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されてい注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	方針7. 方針の浸透と実現に向けた取組(P 3)	「お客様本位の業務運営方針」に関する取組み状況:P4
			F 177 A 44 T		

【照会先】			
部署	経営戦略室		
連絡先	03-6274-8622		